

メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
23	文化財保護法 文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市町村の教育委員会の許可が必要。 ・ 周知の「埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出が必要。 	許可申請 届出	教育庁 文化財・生涯学習課 (023-630-3342)	県内全域	各市町村 教育委員会